

## 日豪安全保障協力

— 公文書に見る安全保障・防衛政策の観点から —

塩見 主税

### 問題の所在

2007(平19)年3月13日、東京において安倍晋三首相とハワード(The Hon. John Winston Howard MP)豪首相は「安全保障協力に関する日豪共同宣言(Japan-Australia Joint Declaration on Security Cooperation)」(以下、「日豪共同宣言」という。)を締結した。この文書は、我が国にとって日米安全保障条約及び同関連文書を除き、米国以外の国と初めて締結された安全保障協力に関する文書である<sup>1</sup>。

当時のマスコミ等の論評では、21世紀は多国間協力の時代であり同宣言への署名は新たな安全保障体制の幕開けとするものが少なくなかった<sup>2</sup>。テロ等の非伝統的脅威への対応が、今後の安全保障における最重要課題であるというものである。確かに、テロ等の国際犯罪や新種の伝染病が安全保障上の新たな脅威として認識され、対処の必要性と方策とが真剣に検討されている。では、日本として考えた場合、その安全保障政策は従来の日米安全保障条約体制から多国間安全保障体制への転換途上にあるのか、それとも両者は並存するのか、また、転換・並存の何れでもないのか。

日米安全保障条約は、冷戦期の国際環境において(特定の対象は明記していないものの)ソ連邦という具体的な脅威に対し日米が共同で日本を防衛することを目的とし締結された条約である。1980年代末に冷戦が終結、その後、ソ連邦が解体したことにより日本に対する具体的な脅威は低下した。冷戦終結後、国際環境は「不安定・不確実」と表現され続けたものの日本が当事者となる、

---

<sup>1</sup> 「安全保障協力に関する日豪共同宣言(仮訳)」外務省、2007年3月13日、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/visit/0703\\_ks.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/visit/0703_ks.html)、2013年4月2日アクセス。

<sup>2</sup> 『産経新聞』2007年3月26日(【正論】京都大学・中西寛 日本外交の画期なす日豪安保宣言)：「日豪共同宣言を歓迎す：目指せ、JANZUS」議論百出、2007年3月16日、[http://www.gfj.jp/cgi/m-bbs/contribution\\_history.php?form%5Bno%5D=348](http://www.gfj.jp/cgi/m-bbs/contribution_history.php?form%5Bno%5D=348)、2013年4月2日アクセス。

或いは巻き込まれる紛争は生起していない。何もないことを平和とってよいならば、日本は冷戦後も平和であった。にもかかわらず、「日豪共同宣言」により、日本は安全保障に関する取り組みを強化したのである。この間を解くには、冷戦後の自国を取り巻く国際的安全保障環境を日、豪がそれぞれどのように捉え、それらに対応するために安全保障・防衛政策をどのように変化させたのか。他国との協力の取り組みにおいて日豪が協力しようとする一致点はどの辺りにあるのかを明らかにする必要がある。この際、忘れてはならないことは、日豪ともに米国の同盟国だということであり、米国の世界戦略における日・豪の位置付け、及び日・豪の安全保障政策における米国の位置付けは重要なファクターだということである。したがって、本論文では「日豪共同宣言」の内容及び日豪協力の背景を、日本及びオーストラリア国内の公文書、並びに日米、米豪及び日米豪において合意された公表文書を分析することで明らかにしようというものである。

## 1 日豪の安全保障協力強化のプロセス

現代の安全保障には、具体的な軍事的脅威（いわゆる「伝統的脅威」）に軍事力・防衛力をもって対処しようとする安全保障と、非軍事的脅威、例えば「テロ」、「感染症」、「大量破壊兵器の拡散」、「自然災害」等のグローバル及び地域の安定化の妨げになる脅威（いわゆる「非伝統的脅威」）に軍事力の非軍事的使用<sup>3</sup>をもって対処しようとする安全保障と大きく二つに分類することができる。ここでは前者を「伝統的安全保障」、後者を「非伝統的安全保障」と呼称する。

### (1) 日本の安全保障・防衛政策

第二次大戦以後における日本の安保・防衛政策の機軸が、日米安全保障条約に基づく日本の共同防衛であったことは疑いの余地がない。日本は専守防衛を基本方針とし、主として自国領域及びそれに隣接する海空域内での防衛作戦分野における作戦遂行能力の充実を図ってきた。攻勢作戦分野については米軍に依存する形態で、米軍と共に作戦を実施すること、米軍が作戦を実施する際の支援作戦を実施することが冷戦期の日本に課せられた防衛任務であった。

<sup>3</sup> かつての MOOTW (Military Operation Other Than War)、戦争以外の軍事作戦。防衛庁編『平成 16 年版 日本の防衛』(2004 年) 3 頁。

ただし、平成 17 年版以降、MOOTW という用語は使用されていない。

## ア PKO 協力法

その日本が自国の領域外において自衛隊を活動させる最初の事案となったのが1991年(平3)年、湾岸戦争後のペルシャ湾掃海艇派遣である<sup>4</sup>。これは、「日本国船舶の航行の安全を確保するため」という理由で、既存の自衛隊法に定められた任務を適用したものである。しかしながら、この際に発出された政府声明では、「国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での支援のみならず、これらと併せて人的な支援を行っていくことが必要である(以下、略)<sup>5</sup>」として、国際社会における責任と人的支援とが政策上のキーワードとして明示された。このキーワードを法的に実行可能ならしめるとともに、目前に迫ったアジア初のカンボジア国連PKOへの参加を可能にしたのが、翌1992(平4)年6月15日に制定された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(いわゆるPKO協力法)である。その目的は、自衛隊を国連等が実施する国際的活動に参加させることで国際及び地域の安定に寄与することであり、参加することが「国際社会において大きな責任を果たすこと」と認識されているものである。なお、国連カンボジア暫定機構(UNTAC)軍事部門の司令官はサンダーソン(John Sanderson)豪軍中将であり、豪国立大学戦略防衛研究所のボール(Desmond Ball)によれば、サンダーソン中将は、日本の貢献を確実に成功させることに強い個人的な関心を有していたとされ<sup>6</sup>、日本の初PKO活動を成功させることで、その後の日本による地域安全保障への関与を確実にするという意図があったのではないかと推測される。

PKO協力法は、日本の安保政策における自衛隊の役割を自国の防衛だけから、地域の安定のためにも活動することに拡大するものである。日本の国際社会における安全保障上の役割を拡大することは、日本の国際社会における地位の向上、日本への信頼感の醸成を通じて日本に対する脅威認識の軽減を図るものであり、安全保障に関する取り組みを強化したものであるといえる。

## イ 防衛問題懇談会報告書

<sup>4</sup> 「ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について」平成3年4月24日、安全保障会議決定、閣議決定、朝雲新聞社『防衛ハンドブック2011 平成23年版』(2011年)704頁。

<sup>5</sup> 「ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について 政府声明」平成3年4月24日、安全保障会議決定、閣議決定、同上。

<sup>6</sup> Desmond Ball "Security cooperation between Japan and Australia - Current elements and future prospects", *Japan, Australia and Asia-Pacific Security*, 英国:Routledge, 2006, p. 174.

日本の国際社会における役割をより重視し、安保・防衛政策の転換点の契機の一つとなったものが、1994（平6）年8月12日の「防衛問題懇談会（座長樋口廣太郎）」の報告書、「日本の安全保障と防衛力のあり方—21世紀へ向けての展望—」である。

防衛問題懇談会は、細川護熙首相の諮問機関として発足したが、報告時の首相は村山富市であった。細川首相は、冷戦終了に伴うパラダイムの変化及び非自民党政権としての存在感をアピールするため日本の安保政策を再編・再定義することを目指したものと思われる。細川首相は「平和の配当」と称して、防衛力の縮小、防衛予算を削減し福祉の充実を企図していた模様であるが、その面では報告書は必ずしも首相の意図を反映したものとは言えない。

報告書は日本に関して、受動的な安全保障上の役割から脱して国際社会に対する能動的貢献と日本国民に対する責任を果たすため、①多角的な安全保障協力の促進、②日米安全保障関係の機能充実、③機敏な危機対処能力を基礎とする信頼性の高い効率的な防衛力の保持の3項目を提言している<sup>7</sup>。

①に関しては、防衛力（防衛庁（当時）・自衛隊）にも様々な役割を求めており<sup>8</sup>、国連平和維持活動など国連の枠組みの下で行われる多角的協力の積極的な参加すること、国連平和維持活動の豊かな経験を持つオーストラリア、カナダ等との交流を推進することを挙げている<sup>9</sup>。防衛省及び外務省は、日豪PM（外務・防衛当局実務者間）及びMM（防衛当局実務者間）協定を1996（平8）年から公式に開始、日加PM・MM協定を1997（平9）年に開始した。

②に関しては、1995（平7）年2月に米国政府の「東アジア戦略報告」（いわゆるナイ（Joseph S. Nye Jr.）レポート）が日米間の安全保障関係の再定義を明示したこともあり、日米安全保障関係の機能充実に向けた検討が活発化した。日本政府は、1995（平7）年11月に「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」を、1996（平8）年4月には橋本龍太郎首相、クリントン（William Jefferson “Bill” Clinton）米大統領との間で「日米安全保障共同宣言」を発表した。いずれにも「日本周辺事態への対応」及び「日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を追求する」ことが盛り込まれている。「周辺事態」に関する検討を通じた「日米安全保障関係の機能充実」は、米国の日本離れを防ぎ、米国による

---

<sup>7</sup> 防衛問題懇談会「日本の安全保障と防衛力のあり方—21世紀へ向けての展望—」1994年8月12日、8頁。

<sup>8</sup> 同上、13-16頁。

<sup>9</sup> 同上、10頁。

日本の安全保障への関与をつなぎ止め、発展させることを目的としたものであり、日本の安全保障体制において日米安保が引き続き重要であることを改めて明示するものである。

また、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」では「Ⅲ 我が国の安全保障と防衛力の役割(3)」において、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」として、「国際平和協力業務」、「国際緊急援助活動」、「安全保障対話・防衛交流」等の推進・実施について述べており、防衛力の役割を「多角的安全保障協力の促進」に拡大し、実際の装備、教育訓練、運用等に反映するという防衛政策上の変化が見てとれる。

### ウ 安全保障と防衛協力に関する懇談会報告書

9.11 テロ以後に急速に関心を集めた非国家主体による脅威や非軍事的脅威等、新たな安全保障環境下における日本の安保・防衛体制を再定義・再構築することを目的とし、2004(平16)年4月に設置された首相の私的諮問機関である「安全保障と防衛力に関する懇談会(座長 荒木浩)」は、同年10月4日に「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書—未来への安全保障・防衛力ビジョン—を小泉純一郎首相に報告した。

同報告書は、グローバル化の進展により国境と地域とを越えて日本の安全保障に影響を及ぼす事案を広範囲に「脅威」と位置付けている。そして、様々な脅威への水際対処に加え、可能な限り早期に脅威の予防(顕在化の防止に努めること、即ち国際的な安全保障環境の改善を図ること)を重視し、防衛力の新たな役割として実施してきた国際平和協力が自衛の手段足り得るとしている<sup>10</sup>。しかしながら、日本には地理的位置関係に由来する旧来の軍事的脅威が引き続き存在しており、自国の直接的な防衛という視点を忘れることはできない。このため、報告書は安全保障戦略における大目標として、第一に「自国の防衛」、第二に「国際安全保障環境の改善」を挙げている<sup>11</sup>。そして、これら二つの大目標を達成するために、日本の目指すべき安全保障戦略は①日本自身の努力、②同盟国との努力、③国際社会との協力、という3つのアプローチを適切に組み合わせた統合安全保障戦略であるべきと述べている<sup>12</sup>。いわゆる「2つの目標、3つのアプローチ」である。

<sup>10</sup> 安全保障と防衛力に関する懇談会『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書—未来への安全保障・防衛力ビジョン—2004年10月4日、1頁。

<sup>11</sup> 同上、5頁。

<sup>12</sup> 廣川高史『多機能弾力的防衛力』を構築『世界週報』2004年12月7日号、時事通信社、15頁。

「③国際社会との協力」というアプローチで「テロ対策」等の関心事項に列挙された項目は、自国の安全保障のための取り組みが他国の安全保障にも寄与すると同時に、他の国々との協力によるグローバルな取り組みが自国の安全保障にも寄与するという双方向性を有するとともに、平素からの対応を必要とする分野である。前イ項の報告書が「多角的安全保障協力の促進」を日本による世界秩序への貢献という文脈で捉えていたのに比べ、「国際社会との協力」は日本自身にとっても必要な世界的安全保障環境の改善のための役割であり責務であると捉えている。

2004(平16)年12月10日、政府は「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」を「2つの目標、3つのアプローチ」に沿った形で策定し、日本の防衛は、従来の脅威対処型の伝統的防衛力だけではなく、国際的安全保障環境の改善という非軍事・非伝統的脅威への対処という幅広い分野への対応を役割として含むものであることを明確にした<sup>13</sup>。国土防衛のための防衛力から、国家安全保障のための防衛力に役割を拡大したのである。そして、2007(平19)年1月、防衛庁の省移行に際して、「国際平和協力活動」は自衛隊法上の付随的任務から本来任務に格上げされた<sup>14</sup>。

#### エ 安全保障と防衛協力に関する懇談会報告書

前ウ項と同名の懇談会であるが、「安全保障と防衛協力に関する懇談会(座長勝俣恒久)」は、2009(平21)年8月に「安全保障と防衛協力に関する懇談会報告書」を麻生太郎首相に報告した。同月末の衆議院選挙を控え、取り急ぎまとめられた観がある。

同報告書は、共通課題の解決に向けた国際協力が重要視されている状況を踏まえ、それぞれ米国との同盟国である韓国及び豪州を具体的に示し、情報分野や後方支援分野での両国との協力について具体化を図るほか、国際平和協力活動に関し両国が協力できる地域へは、日本も積極的に部隊を派遣することを検討すべきであるとしている。全体構想としては、前ウ項の報告書に記載された内容の拡大・促進を述べるのみであり、新たな構想は示されていない。

#### オ 新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会報告書

2009(平21)年8月末の衆議院選挙で大勝した民主党政権は、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」の見直しを目的とし、2010(平成22)年2月に設置された鳩山由紀夫首相の諮問機関である「新たな時代の安全保障と防衛

<sup>13</sup> 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」平成16年12月10日閣議決定、Ⅲ-2-(3)。

<sup>14</sup> 自衛隊法 第三条の改正。

力に関する懇談会（座長 佐藤茂雄）」は、同年8月27日に「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想－「平和創造国家」を目指して－」を菅直人首相に報告した。

同報告書は、日本はもっと能動的に世界の平和と安定のために貢献すべきであり、そしてそれが日本の平和と繁栄を維持する最善の道という考えの下、従来の米国の核抑止力に依存しつつ日本に対する限定的な侵略を拒否する役割に特化し部隊・装備の量（規模）を重視した「基盤的防衛力」の概念に代わって、平素からの適時・適切な運用により高い防衛能力を明示しておくことが抑止力の信頼性を高める重要な要素になるという「動的抑止力」を重視した概念を提唱した<sup>15</sup>。また、前エ項の報告書と同様に、韓国及び豪州を「志を共にする国」(like-minded countries)とし、安全保障協力のパートナー国として協力を進めるべきとしている<sup>16</sup>ほか、いわゆる武器輸出三原則の見直しに言及している。

政府は、前エ項の報告書の「韓国及び豪州との情報分野や後方支援分野での協力の具体化」を継承し、2010（平22）年5月に武器輸出三原則の見直し<sup>17</sup>に先んじて日豪物品役務相互提供協定(ACSA)<sup>18</sup>に署名（2013（平25）年1月31日発効）、2012（平24）年5月に日豪情報保護協定(GSOIA)<sup>19</sup>に署名するとともに、本報告書を踏まえ、2010（平22）年12月17日、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」において、前ウ項の「国際安全保障環境の改善」という目標を「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防」と「世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献」の2目標に分割し、「3つの目標、3つのアプローチ」の形で策定した。防衛力の在り方としては、「動的な抑止力」、「迅速かつシームレスな対応」及び「安全保障環境改善のための能動的活動」を重視する「動的防

<sup>15</sup> 新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想－「平和創造国家」を目指して－」2010年8月27日、18頁。

<sup>16</sup> 同上、14頁。

<sup>17</sup> 新防衛大綱に反映される方向で菅首相が一度は了承したものの先送りされ、2011(平23)年12月27日に野田佳彦内閣の官房長官談話により、国際共同開発・共同生産への参入及び平和貢献・国際協力案件での防衛装備品の供与を解禁するとして武器輸出三原則が緩和された。

<sup>18</sup> 正式名称：日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定。

ACSAは、Acquisition and Cross Service Agreementの略であり、物品役務相互提供協定を意味し、本条約そのものの略称ではない。

<sup>19</sup> 正式名称：情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定。

GSOIAは、General Security Of Information Agreementの略であり、情報保護協定を意味し、本条約そのものの略称ではない。

衛力」の概念を示した<sup>20</sup>。「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善」のための活動を能動的に行い得る動的なものとしていくことを明確にしたのである。

### カ 日米共通戦略目標

2002（平14）年12月16日に開催された日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2 会合」）における共同発表において、日米両国は、日米間の安全保障に関する協議を強化することとし、日米間での戦略目標に関する認識の共通性を高め、日米の役割・任務の議論を行いつつ、個別の基地問題を含めた在日米軍の兵力構成見直しの議論を行っていくこととされた<sup>21</sup>。日本側としては日本の役割等を強化することで米国の東アジアへの関与をつなぎ止めることを狙うものであり、米側としては米軍の再編・再配置を通じて日本だけでなくより広範囲な事態に対応可能な態勢の構築を狙うものである。2011（平23）年6月21日の日米安全保障協議委員会は「共同発表」<sup>22</sup>において、2005年<sup>23</sup>及び2007年<sup>24</sup>の日米同盟の共通の戦略目標を再確認し、更新した。

「共通の戦略目標」は、次の事項を含む24項目が具体的に示されている。

- ・日本の安全確保、アジア太平洋地域の平和と安定の強化
- ・日米両国に影響を与える多様な事態への対処能力向上
- ・北朝鮮による挑発抑止、北朝鮮の完全かつ検証可能な非核化
- ・日米豪及び日米韓それぞれの安全保障及び防衛協力強化
- ・中国の責任ある建設的な役割、グローバルな課題における中国の協力並びに中国による国際的な行動規範の遵守。中国の軍事上の開放性、透明性
- ・中台に係る問題の平和的な解決
- ・人道支援、ガバナンス及び能力構築、平和維持活動並びに開発援助の分野における日米協力強化
- ・テロの防止及び根絶
- ・大量破壊兵器及びその運搬手段の不拡散及び削減

<sup>20</sup> 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」平成22年12月17日 閣議決定、IV-1-(3)。

<sup>21</sup> 外務省「共同発表 日米共同安全保障協議委員会」2002年12月16日。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2plus2.html>、2013年4月4日アクセス。

<sup>22</sup> 外務省「共同発表 日米共同安全保障協議委員会」2011年6月21日。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2plus2.html>、2013年4月4日アクセス。

<sup>23</sup> 外務省「共同発表 日米共同安全保障協議委員会」2005年2月19日。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2plus2.html>、2013年4月4日アクセス。

<sup>24</sup> 外務省「共同発表 日米共同安全保障協議委員会」2007年5月1日。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2plus2.html>、2013年4月4日アクセス。



・海賊の防止及び根絶。海上交通の安全及び海洋における安全保障の維持

「共通の戦略目標」の前半は日米安全保障条約体制の片務性ゆえに、日本の地理的位置関係に由来する伝統的安全保障に関する事項が占め、日米間の主たる関心事項が引き続き日本の防衛、軍事的脅威への対応であることに変わりないことを示している。後半の非伝統的脅威への対応に関しては「対テロ」や「不拡散」など、米国の従前からの関心事項が強く反映されている。これらは必ずしも日米間のみで対応が完結するものではなく、また有事における共同でもない。平素からの関係国間の緊密な連携の上に成り立つ分野である。

以上、見てきたように、冷戦後の日本の安全保障・防衛政策の主要な部分は、変わることなく軍事的脅威に対する伝統的な安全保障であり、対処の根幹は日米安保体制である。非軍事的脅威に対する防衛力の新たな役割等は、安保政策の幅を広げるものであるが、その目的の一つは米国の世界戦略、東アジア戦略の一翼を担い、これを推進させるものである。即ち、日本は自国を非軍事的脅威から護るため、かつ米国の東アジアへの関与を維持・継続させるため、「国際社会との協力」という枠組みの中で、日本自身のために、その責務を果たすものである。

## (2) 豪州の安全保障・防衛政策

豪州は、1951(平26)年に米国及びニュージーランドとの3カ国間で安全保障同盟に関するANZUS条約を締結し、同条約は翌1952年に発効した<sup>25</sup>。ニュージーランドの非核化政策に伴う米軍原子力艦、核兵器搭載艦艇・航空機の寄港・着陸拒否に起因し、1986(昭61)年以降、米国は対ニュージーランド防衛義務を停止し、ANZUS条約は実質的に米豪二国間の安全保障条約化している。1986年以降、豪米両国は外相・国防相閣僚協議(Australia-United States Ministerial Consultations : AUSMIN)を開催し、両国の戦略的関心事項及びそれらに対処するための米豪安保・防衛協力に関する方針的な事項を協議し政策協調を図っている<sup>26</sup>。豪州にとってANZUS条約(米豪安保体制)が国家安全保障体制の根幹である状態は条約発効以来揺らいだことはなく、

<sup>25</sup> "The ANZUS Treaty", San Francisco, 1 September, 1951.

<http://australianpolitics.com/topics/foreign-policy/anzus-treaty-text>, Accessed April 5, 2013.

<sup>26</sup> "Australia-United States Ministerial Consultations", Department of Foreign Affairs and Trade, <https://www.dfat.gov.au/geo/us/ausmin/>, Accessed April 5, 2013.

AUSMIN は米豪間における最も重要な安保対話の場となっている。

ア 国防白書 1994(DEFENDING AUSTRALIA-Defence White Paper 1994)<sup>27</sup>、国防白書 2000(White Paper Defence 2000, Our Future Defence Force)<sup>28</sup>及び国防白書 2009(Defence White Paper 2009, Defending Australia in the Asia Pacific Century: Force 2030)<sup>29</sup>

豪州の国防白書は単なる事実の羅列ではなく、豪州の国防政策、今後の国防軍の運用・整備方針及びその必要性についても述べられている点が特徴的である。1994年版が冷戦後初の国防白書であり、その後、2000年版及び2009年版が刊行されている。「国防白書 1994」は「米国から独立したミドルパワー」を指向した労働党政権下で、「国防白書 2000」は一転して米国よりの政策を打ち出した保守連合政権下で刊行された。「国防白書 2009」は労働党政権下で刊行されたが、3冊の国防白書の内容は政党の違いを感じさせるものとはなっていない。特に最近の2冊では、1996(平8)年12月に豪国防相が発表した“Australia's Strategic Policy”<sup>30</sup>を踏襲している。同 Policy では、アジア太平洋地域の安定のために豪軍による積極的な関与を行うこと、防衛力整備政策の優先順位として①情報能力、②海上作戦能力、③攻撃力、④陸上防衛力を明示している。また、豪軍が自国本土への脅威対処を、自国からできるだけ離れた地点から縦深的に対処するように構想しているとともに、豪州の安全保障が地域の安定と不可分であることを示している。

「国防白書 1994」を含め、いずれの国防白書も「戦略的関心事項」として「米豪安全保障同盟体制が豪国防戦略の核心的部分」、「米豪安全保障同盟体制の維持と発展強化、米国のアジアへの関与維持が重要」とあり、豪州が米豪安全保障体制を最重要視していることが明白である。また、豪州と地域諸国との協力に関しても軍隊の能力構築・向上などのほか、海洋監視能力、訓練協力等の伝統的安全保障分野が中心になっている。各国軍隊の治安維持能力の向上を通じ

<sup>27</sup> "DEFENDING AUSTRALIA-Defence White Paper 1994", Defence Center, Canberra, 1994.

<sup>28</sup> "White Paper Defence 2000, Our Future Defence Force", Dec 6, 2000. <http://www.defence.gov.au/publications/wpaper2000.PDF>, Accessed April 5, 2013.

<sup>29</sup> "Defence White Paper 2009, Defending Australia in the Asia Pacific Century: Force 2030", May 2, 2009. [http://www.defence.gov.au/whitepaper/docs/defence\\_white\\_paper\\_2009.pdf](http://www.defence.gov.au/whitepaper/docs/defence_white_paper_2009.pdf), Accessed April 5, 2013.

<sup>30</sup> "Australia's Strategic Policy", Minister for Defence, House of Representatives, December 2, 1997. <http://www.defence.gov.au/minister/sr97/SR97.pdf>, Accessed April 5, 2013.

た近隣諸国（特にインドネシア）・地域諸国の安定が豪州の安全保障上も重要であると認識されているものである。こうした考え方が軍事行動で示されたのが1999（平11）年9月の隣国インドネシア東ティモール州への豪軍派兵である。当時のハワード豪首相は週刊誌『ブリテン』の取材に答えて、豪州が米国の代理としてアジアの警察官として地域の安全保障に積極関与すること、及び対アジア政策の基本に人権・民主主義などを重視する西洋文明の価値観を置き人権問題の解決に積極的に取り組むことを方針とし、東ティモールへの多国籍軍の展開がアジア以外の国との連携で成し遂げられ、そして東ティモール派遣が豪州のアジアにおける役割を確固たるものにしたと述べている<sup>31</sup>。

自国の防衛を主任務とする豪軍を、隣国及びそれ以遠の地域において活用するという考え方は、本土への直接的な軍事的脅威が低減する一方、周辺諸国の不安定化及びそれに伴う密航・密貿易などの国際犯罪が自国の安全保障に大きな影響を及ぼしているという情勢認識に基づくものである。密航・密貿易問題は、豪国内の治安上の問題だけではなく、南太平洋島嶼国への武器やテロリスト流入の問題をはらみ、豪近隣諸国の更なる不安定化にもつながる重要な問題と認識されている<sup>32</sup>。それらは、有事対処ではなく、平素からの警戒監視の強化による対処を必要とする事案である。豪州は、密航・密貿易及び違法漁業操業の監視・取締、並びに領海警備、油田警備のため、豪陸海空軍による様々な作戦を実施、現在も領域警備のための作戦“Operation RESOLUTE”を実施中である。

「国防白書2009」では、長期軍事力整備構想として、

- ・潜水艦12隻の建造（潜水艦部隊の倍増）
- ・対潜水艦戦能力を有する新型フリゲートの建造
- ・陸軍の火力、機動力、抗堪性の向上
- ・空軍に Joint Strike Fighter 100機を導入
- ・2030年まで、年平均2.5%の国防費増額（政府合意）等

を挙げており、今後の構想として潜水艦による領域警備、機雷戦等を重視している点は興味深い。

## イ 国防最新報告2003(Australia's National Security - A Defence Update

<sup>31</sup> "Australia as regional police doctrine puts Howard in damage control", 7.30 Report - Sep 27, 1999.

<http://www.abc.net.au/7.30/stories/s55116.htm>, Accessed April 5, 2013.

<sup>32</sup> "Defence White Paper 2009", pp. 41-43.

**2003<sup>33</sup>)、国防最新報告 2005(Australia's National Security - A Defence Update 2005<sup>34</sup>)及び国防最新報告 2007(Australia's National Security - A Defence Update 2007<sup>35</sup>)**

豪州では、国防白書が刊行されない期間中、隔年で国防白書のダイジェスト版とでも言うべき報告書が出されている。同報告書は国防能力計画(Defence Capability Plan)とセットになるものであり、安全保障に関する分析と向こう10年間の国防軍の運用方針及び整備計画について述べられている。

豪州は、9.11テロ(2001年)やバリ島での爆弾テロ(2002年)を受け国防戦略の見直しを行い、2003(平15)年2月に「国防最新報告2003」を発表した。同報告は、テロと大量破壊兵器の拡散という「双子の脅威」は過去2年間の世界の安全保障戦略環境における大きな変化であり、これらは豪州にとっても現実的で緊急を要する課題であることを強調している<sup>36</sup>。また、近隣諸国において、政治・経済・社会的に不安定な状態が継続していることへの懸念を示し、豪州への直接武力攻撃の脅威は減じているものの、近隣地域の安定確保のための軍事活動や、テロ及び大量破壊兵器に対処するために国防軍が遠隔地において有志軍・多国籍軍の作戦に参加する機会が増えるであろうとの見通しを提示している。更に新たな戦略環境に対応するため、豪州は即応性、機動性、相互運用性、新たな能力の開発に重点を置いた国防力を整備していく必要があると述べている。防衛上の国際関係については、米国との関係を国家資産と位置付け重要性を強調するとともに、インドネシアとの協力関係再構築の決意を述べている<sup>37</sup>。

米豪間については、2001年及び2002年のAUSMINにおいて、豪軍の装備に関し米豪軍の相互運用性の向上のための見直しが重点的に協議されている<sup>38</sup>。

---

<sup>33</sup> "Australia's National Security - A Defence Update 2003", Commonwealth of Australia, Feb 26, 2003, <http://www.defence.gov.au/oscdf/ans/2003/REPORT.PDF>, Accessed April 5, 2013.

<sup>34</sup> "Australia's National Security - A Defence Update 2005", Commonwealth of Australia, December 15, 2005, [http://www.defence.gov.au/oscdf/ans/2005/defence\\_update\\_2005.pdf](http://www.defence.gov.au/oscdf/ans/2005/defence_update_2005.pdf), Accessed April 5, 2013.

<sup>35</sup> "Australia's National Security - A Defence Update 2007", Commonwealth of Australia, June 1, 2007, [http://www.defence.gov.au/oscdf/ans/2007/pdf/Defence\\_update.pdf](http://www.defence.gov.au/oscdf/ans/2007/pdf/Defence_update.pdf), Accessed April 5, 2013.

<sup>36</sup> "Australia's National Security - A Defence Update 2003", pp. 8-9.

<sup>37</sup> Ibid., pp. 23-25.

<sup>38</sup> "AUSMIN Consultations Joint Communique", July 30, 2001.

2004年7月のAUSMINでは、豪州による米国ミサイル防衛計画への正式参加、及び豪州国内における米豪合同訓練施設の拡充に合意した。翌8月には、豪軍新型駆逐艦3隻の防空システムを米国製イージス・システムにすることが発表された<sup>39</sup>。

「国防最新報告2005」及び「同2007」では、テロ、大量破壊兵器の拡散、破綻国家への対応が豪州の安全保障戦略の優先課題であると指摘し、豪州が通常型の軍事的脅威に直面する可能性は低いとしつつ、アフガニスタン等の国際的安全保障問題に対処する軍事的能力の必要性は継続するだろうとの見通しを提示している<sup>40</sup>。また、グローバル化の進展が安全保障政策上の意思決定に大きな影響を与えていること、北東アジアをはじめとするアジア太平洋諸国が軍事能力を拡大していること等を踏まえ、豪州は多機能で柔軟、かつ政府の他の部門と容易に連携し得る国防力を構築すること、及び国際貢献を通じ地域とグローバルの双方において強力な安全保障関係を構築することが必要であるとしている<sup>41</sup>。「国防最新報告2005」に併せ、豪国防相は「国防能力計画2006-16」<sup>42</sup>を発表した。この計画は、1996年12月の“Australia's Strategic Policy”以降、継続的に進められてきた地域及びグローバルな安全保障環境の改善のために豪軍を豪州から離れた地域において積極的に運用できるようにするものであり、海外での長期駐留能力、豪陸軍のネットワーク化などを柱とする陸軍の増強及び即応性の向上、並びに部隊の輸送能力の向上を計画している。

冷戦後の豪州の安全保障・防衛政策の根幹は米豪安保体制である。しかしながら、豪州本土に対する軍事的な脅威は低いと認識されている。にもかかわらず、米豪軍の相互運用性向上を重視し、即応性、機動性の更なる向上、新たな能力の開発に重点を置いた軍事力を整備する背景には、米国と共に有志軍・多国籍軍の作戦に積極的に参加するということがある。参加の目的は、一つには

[http://www.dfat.gov.au/geo/us/ausmin/ausmin01\\_joint\\_communique.html](http://www.dfat.gov.au/geo/us/ausmin/ausmin01_joint_communique.html), Accessed April 23, 2007.

"AUSMIN Consultations Joint Communique", October 29, 2002.

[http://canberra.usembassy.gov/press/pr2002-1030\\_AUSMIN\\_jc.html](http://canberra.usembassy.gov/press/pr2002-1030_AUSMIN_jc.html), Accessed April 23, 2007.

<sup>39</sup> "AUSMIN Consultations Joint Communique", July 7, 2004.

<http://canberra.usembassy.gov/ausmin/2004/joint-comm.html>, Accessed April 23, 2007.

<sup>40</sup> "Australia's National Security - A Defence Update 2005", p. 2.

"Australia's National Security - A Defence Update 2007", pp. 13-23.

<sup>41</sup> "Australia's National Security - A Defence Update 2007", pp. 25-29.

<sup>42</sup> "Defence Capability Plan 2006-16", Department of Defence, 2005,

[http://www.defence.gov.au/dno/id/dcp/DCP\\_2006\\_16.pdf](http://www.defence.gov.au/dno/id/dcp/DCP_2006_16.pdf), Accessed April 5, 2013.

国際的安全保障環境の改善であり、他方は国家資産としてまで重視する米豪安保体制により、米国のアジア太平洋地域への関与を継続させるためである。米国・米軍の執る政策に積極的に関与し、参加するとともに、米国不在の場にあっても米国の代理を務めることである。豪州は国際的安全保障環境の改善に戦略的に優先して対処する姿勢を示しているが、これは自国への軍事的脅威が低いがゆえに可能な政策である。しかしながら本土防衛を疎かにするものではなく、米豪安保体制をより強固にすることは、本土防衛をより確かにすると同時に、本土以外の遠隔地においても豪軍の効率的な運用を可能にするものである。即ち、豪州にとっては米豪安保体制の強化と、国際的安全保障環境の改善とは車の両輪にも等しく、不可分なものなのである。

### (3) 日豪の安全保障に関する取り組み強化の実態

日豪それぞれの国にとって、安全保障上の最大関心事項は日米安保体制、米豪安保体制の維持・強化である。両国にとって「国際的安全保障環境の改善」という防衛力の新たな役割の付与も、巡り巡って自国の安全保障のための取り組みであると同時に、米国との安保体制における日豪それぞれの国の役割を増すことによる日米安保体制、米豪安保体制の平時における新たな運用形態に他ならない。「国際的安全保障環境の改善」は、日米・日豪安保体制における防衛力の運用だけではなく、防衛力に加え関係省庁を含めた各国の総合力をもって平時から対処しなければならない分野である。また、脅威の質の変化に伴い、新たな脅威に対しては、米軍の大火力、遠距離火力投射能力だけで対処できるものでもない。このため、日豪両国は、米国・米軍の参加／不参加に関わらず、国連をはじめとする多国間・多国籍の枠組みの中で、米国の世界戦略を視野に入れつつ米国の自国への関与をつなぎ止めるため、そして自国のため、自国から離れた地域において「国際的安全保障環境の改善」のために自国の防衛力を運用する必要が生じているのである。

日米関係において日本がその役割を果たし、米豪関係において豪州がその役割を果たすという安全保障に関する取り組み強化の実態において、米国側から見れば日豪両国の役割には重複した部分と重複し得ない部分とがある。米国が、その同盟国同士である日豪間の安全保障・防衛協力推進に肯定的な示している背景には、日豪それぞれの役割を整理し、より実効的な態勢を構築するという意図があると考えられる。

「日米豪三国間協力」に関しては、2005（平17）年7月、財団法人「平和・

安全保障研究所」が政策提言「日米同盟と豪州—9.11後のアジア太平洋地域における新しい戦略枠組みを求めて—」を公表している。この提言は、日豪が米中の戦略的共存関係を維持することに強い利益を見出しているとし、米国を中心としつつ、中国に関わる地域安全保障上の諸問題に対応する上での最良の協力枠組みの合意形成を目的にすべきであると述べている。また、地域安全保障諸問題への中国の関与を引き出すことを目的にすべきとし、日豪両国が対中封じ込めの米国の手先であるという中国の警戒感を薄めるために広範な非伝統的安全保障<sup>43</sup>及び人間の安全保障に関する日豪協力を明示的かつ活発にすべきであると述べている。非伝統的安全保障分野での協力であれば、その成果は中国側にとっても歓迎すべきものであることは間違いなく、日豪中協力の可能性も有り得ないことではない。しかしながら、人間の安全保障に関する分野については中国は独自のスタンスを有しており日豪との成果共有は難しいと思われる。加えて、2007(平19)年2月に日米豪3カ国は、安全保障、防衛協力のための政策調整を促進させることを目的とし、それぞれの国の外務・防衛当局の局長級を参加者とする日米豪安全保障・防衛協力フォーラムを開催することで合意した<sup>44</sup>。このフォーラムは既存の3カ国協力を促進するとともに、新たな協力分野を案出し、政策上の問題点についてはトップ・ダウンで解消を図ることを目指した。取り扱う分野については公表されてはいないものの、非伝統的安全保障及び人間の安全保障を幅広く取り扱ったと推測される。米国色の薄い分野、米国の影響が十分ではない分野で日豪が主体となる協力の可能性はあるものの、米国抜きで協力が大幅に進展する可能性は小さい。いずれにしても、日米、米豪での調整を経た日豪関係であると考えることが適当である。

日米安全保障条約による二国間体制を、多国間条約体制に拡大することで、日本の軍備に対するアジアの警戒感を軽減できるとする議論は、比較的古くからあり、ANZUS条約体制に日本を加えて「JANZUS」条約体制とする案などが、近くはトウ(William T. Tow)<sup>45</sup>を始めとする日豪の研究者や専門家によって唱えられている。しかしながら、日米安全保障体制は日本の国土防衛がベース

<sup>43</sup> 原文は「伝統的安全保障」となっているが、この文言が「非伝統的安全保障」の誤りであるということを、2007年8月6日に提言作成プロジェクトの代表である渡邊昭夫氏への質問において確認した。

<sup>44</sup> 防衛省防衛政策局「日米豪安全保障・防衛協力フォーラム実施要領」2007年2月14日。

<sup>45</sup> William T. Tow and Russel Trood "The 'anchors' -Collaborative security, substance or smokescreen?", *Japan, Australia and Asia-Pacific Security*, Routledge, 2006, pp. 70-88.

にある条約であり、豪州やニュージーランドがそれにどれほど関与し得るのかは未知数である。また、関与国の数を増やすことは意思決定を複雑にし迅速な対応を困難にする可能性がある。仮に「JANZUS」という枠組みを構築する場合であっても、その役割は日米安全保障条約とは別のものであり、多層的な位置付けとして日米だけでは対処困難なアジア太平洋地域全般に関わる分野、グローバルな分野に限定して適用される枠組みになるであろうと考える。この点は、前出のトウも「安全保障における JANZUS の機能別役割」として伝統的安全保障とは異なる広範な取り組みのための枠組みとして捉えている<sup>46</sup>。日米豪三カ国による協力枠組みは、日本にとって日米安全保障体制に代わるものにはなり得ないものの、日米豪が「国際的安全保障環境の改善」における役割分担を今後ますます進めていくであろうことは容易に推測できるのではなかろうか。

## 2 日豪間における安全保障協力分野

「日豪共同宣言」においては、「協力の強化」として「戦略的利益に係る問題」と「平和維持活動等」における協力が挙げられている。「戦略的利益に係る問題」とは「大量破壊兵器等の拡散問題」及び「対テロ」であり、「平和維持活動等」とは国連を始めとする多国間の枠組みの場における協力であり国連改革を含んでいる。日本にとって直接的な軍事的脅威でもある北朝鮮問題は、「大量破壊兵器等の拡散問題」と「拉致等の人道上の問題」として取り上げられている。しかしながら、日本にとってのもう一方の関心事項である「中国の軍事力の不透明性の問題」及び「中台問題の平和的解決」については一切、触れられていない。日米及び米豪の関心事項であるにもかかわらず、この辺りに日豪間の安全保障・防衛協力上のスタンスの特徴があるのではないか。

また、「日豪共同宣言」においては、安全保障協力に関する「協力の分野」として具体的な 9 つの分野が例示されている。この例示は、「少なくとも次のものを含む。」と前置きされているとおり、一例に過ぎない。外務省の邦文仮訳によれば次のとおりである。(番号、表記は外務省の邦文仮訳のままである。)

- (i) 国境を越える犯罪との戦いに関する法執行（麻薬・前駆物質の不正取引、密入国及び人身取引、通貨偽造、並びに武器の密輸を含む。）

<sup>46</sup> Ibid., pp. 82-84.



- (ii) 国境の安全
- (iii) テロ対策
- (iv) 軍縮並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散対抗
- (v) 平和活動
- (vi) 戦略的評価及び関連する情報の交換
- (vii) 海上及び航空の安全確保
- (viii) 災害救援を含む人道支援活動
- (ix) 感染症大流行の発生時を含む緊急事態対応計画

「(vi) 戦略的評価及び関連する情報の交換」を除く8つの分野は、非伝統的安全保障の分野である。前述の「平和・安全保障研究所」の政策提言も述べているように、日豪の協力が非伝統的安全保障分野における協力であれば中国の警戒感を引き起こしにくいであろうという観点からは、日豪の「協力の分野」には中国への配慮が感じられる。しかしながら「(vi) 戦略的評価及び関連する情報の交換」は、正に伝統的安全保障分野における協力である。「戦略的」という用語が指す対象は曖昧で、極めて広範な「評価と情報の交換」が協力の対象となっており、他の8つの分野に関するものに限定されていない。例えば、中国に関する「戦略的評価及び関連する情報の交換」も協力の対象になるのである。

## (1) 日豪間における戦略的関心事項

冷戦期に、日豪間で公式に安全保障・防衛協力問題が話し合われたことを示す資料はない。日豪間で初めて公式に安全保障・防衛協力問題に触れ、今後の日豪間の議題として取り上げることに合意したのは、1997（平9）年の日豪首脳会談（橋本・ハワード）である。4月に豪州を訪問した橋本首相は、ハワード豪首相との間で、年一回の日豪首脳会談の開催及び18の分野において日豪協力の具体的課題を日豪閣僚委員会で決定していくことで合意した。二国間協力が7分野であり、地域・国際協力が11分野である。この中には、「安全保障及び防衛」、「域内安全保障」、「援助協調」、「国連」、「軍備管理・軍縮及び不拡散」が含まれている<sup>47</sup>。しかしながら、首脳会談後の共同記者会見において、ハワード豪首相は「日豪間の安全保障上の協力関係の拡大は有益と考えるが、

---

<sup>47</sup> 外務省「日豪パートナーシップのための課題 18の協力」。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s\\_hashi/arc\\_97/us\\_au\\_nz/au\\_18.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_hashi/arc_97/us_au_nz/au_18.html)、  
2013年4月15日アクセス。

急速な拡大は好ましくない。」と述べ、橋本首相も同意した<sup>48</sup>。日豪間では1996年から実務者レベル協議の場として公式にPM・MM協議が行われていたが<sup>49</sup>、当初は相互理解と信頼醸成を目的としたものであった。しかしながら、当時の日豪は、国連の枠組み内においてUNTAC等で協力しており、地域の安定と安全のために協力を行うことについて共通の認識がなされていたところである。

1997年時点では消極的推進であったものが、積極的推進に転換したのは2002(平14)年の日豪首脳会談(小泉・ハワード)である。2002年の日豪首脳会談成功の背景には、2001年4月の「日豪21世紀会議」がある。同会議は、日豪の政府、ビジネス、メディア、学会等が政治・安全保障、経済、文化・社会の分野で協力を強化していくための方策を探ることを目的としたものである。同会議は日豪議長による共同ステートメント「日豪の創造的パートナーシップのためのシドニー宣言」を発出した<sup>50</sup>。本「シドニー宣言」が2002年5月の日豪首脳会談における共同プレスステートメント「日豪の創造的パートナーシップ」に受け継がれ、付属文書として14項目の課題を明示することとなる<sup>51</sup>。この課題で提示された協議・対話は、日豪の研究者、政府関係者により実施され、日豪協力の評価、あり方が扱われ、日豪間の信頼醸成・実行の促進が図られた。枠組みの策定と実際の協力を並行して実施し、実行的協力の中から枠組みに反映すべき事項をフィードバックするという手順である。「日豪共同宣言」の端緒も、2006(平18)年8月に実施された日豪PM・MM協議において、豪側から「日豪間の様々な協力実績を踏まえ、日豪両国間の安全保障・防衛協力に関する包括的な合意(umbrella agreement)文書を取り纏めたい。」との要望を受けたものであり、実行が枠組みにフィードバックされた結果なのである。

<sup>48</sup> 首相官邸「日豪共同記者会見記録」。

<http://www.kantei.go.jp/jp/hashimosouri/speech/1997/0502soriaust.html>、2013年4月15日アクセス。

<sup>49</sup> 制服自衛官を加えない外交・防衛官僚間の日豪安保対話は1990年に開始されていたが、当時は公表されておらず、日豪両国共にPM・MM協議の開催回次に計上していない。また、ボールは、日豪両国は1970年代半ばからASIS(Australia Secret Intelligence Service)の主導により秘密裏に情報分野に関する協力を開始していたとされる。Ball "Security cooperation between Japan and Australia", p.164.

<sup>50</sup> 外務省「日豪21世紀会議(概要と評価)」2001年5月。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Australia/21th.thml>、2013年4月15日アクセス。

<sup>51</sup> 首相官邸「日豪首脳会談共同プレスステートメント「日豪の創造的パートナーシップ」」2002年5月1日。

<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/05/01statement.html>、2013年4月15日アクセス。

2006年3月18日、麻生太郎外務大臣とダウナー(The Hon Alexander Downer MP)豪外相はシドニーで会談を行い、民主主義という共通の価値、相互の尊敬、深い友情関係及び共通の戦略上の視点に基づく日豪間のパートナーシップが、かつてないほど強固になっていることを宣言し、「包括的な戦略的関係」を更に発展させることを表明した<sup>52</sup>。加えて、同日実施された日米豪三カ国閣僚級戦略対話(TSD)<sup>53</sup>の開始を歓迎し、三カ国が東アジアの安定と安全を維持するために非常に重要な貢献を果たしていることを強調した。ところが、日豪解消会談の共同ステートメントには、現実的な日本の懸念事項である北朝鮮核開発問題、中国軍拡の不透明性、中台関係等には一切触れられていない。これと比較して TSD の共同ステートメントには、中国及び北朝鮮に関する議論が行われ、特に中国に関しては不透明で急速な軍事力増強を懸念する見解で一致したことが明記されている。中国・北朝鮮問題は日米豪での懸念事項ではあるが、公式な日豪間の共通の戦略的関心事項ではないのであろうか。

## (2) 日豪の戦略的関心事項の相違点と明示されていない部分

国際安全保障環境の改善が自国の安全保障に密接に関係しているという認識は、日豪に共通するものであり、豪州が強い関心を有する東南アジア、特にインドネシア海域・領域は、日本の海上輸送における重要なルート上にあり、その安定（船舶交通の安全確保）は日本にとっても死活的な重要性を有している。いわゆる「戦略的利害が一致」しているのである。

しかし、「戦略的利害の一致」は明示的に完全に一致しているものではなく、非伝統的な安全保障に関する部分の一致であり、軍事的脅威への対応を含む伝統的安全保障に関する利害が一致しているのかどうかは明示されていない。具体的には中国に関する伝統的安全保障に関する利害である。これは、日豪の地理的な相違によるものだけではない。北朝鮮に関しては、「日豪共同宣言」において日豪共通の問題と認識されているのである。単なる地理的な相違であれば、中国同様に北朝鮮もまた豪州の脅威とはなりにくい。もっとも、豪州にと

---

<sup>52</sup> 外務省「日豪外相会談共同ステートメントー包括的な戦略的関係の構築に向けてー（仮訳）」2006年3月18日。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\\_aso/Australia\\_06/ja\\_smt.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/Australia_06/ja_smt.html)、2013年4月16日アクセス。

<sup>53</sup> 外務省「日米豪戦略対話共同ステートメント（仮訳）」2006年3月18日。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\\_aso/Australia\\_06/jua\\_smt.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/Australia_06/jua_smt.html)、2013年4月16日アクセス。

つての北朝鮮の脅威は、直接的な軍事的脅威というよりもむしろ、大量破壊兵器及び同運搬手段の拡散懸念国であること、及び人権（人間の安全保障）上の問題と捉えられている。中国に関する問題については、日米豪(TSD)、日米安全保障協議委員会、米豪閣僚級協議(AUSMIN)及び豪単独においても戦略的関心事項として取り上げられているが、日豪間においては共通の戦略的関心事項として取り上げられていない。これは、日豪で中国問題を扱うことが、中国に対し露骨な中国包囲網という警戒心を惹き起こさせ、豪中経済関係及び在豪中国系住民のコミュニティに悪影響を及ぼすことを豪州が懸念したためと思われる。日豪間の三カ国で中国問題を扱う場合は、中国にとって日豪は米国の手先であり、米国を自国の軍事的安全保障上の必要性からアジア太平洋地域につながる止めようとする南北の錨に過ぎない。日豪は米中の戦略的共存関係が維持されることに大きな利益を見出しているのであり、日中、豪中の経済関係は中国にとっても重要である。米国を含む枠組みにおいて中国問題を扱うことは、中国にとっても規定路線であるが、米国不在の日豪間においても中国問題を扱うとなれば、中国は警戒感を持たざるを得ず、そのことが自国の国益を損なうおそれがあると豪州は考えたのである<sup>54</sup>。（豪州が中国に対し配慮せざるを得ない豪国内的事情について2013年現在の貿易データ等を注に記す。）

2007年3月13日、「日豪共同宣言」署名後の共同記者会見において、ワード豪首相は、「今回の日豪共同宣言はどの国を想定したものでもない。」とわざわざ発言し、安倍首相は、「東アジア地域の平和と安定に必ず資する協定」と述べている<sup>55</sup>。これに前後し、中国外交部報道官は中国政府首脳発言として、「日豪両首脳が署名した安保協力共同宣言について、両首脳は同宣言が中国を対象としたものではないと発言しているところであるが、中国政府はそうであることを望んでいる。」と述べた<sup>56</sup>。外交用語の常として、中国側発言の裏

<sup>54</sup> 外務省、各国・地域情勢「国名：オーストラリア連邦」。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Australia/data.html>、2013年4月16日アクセス。

総貿易額 6,268億豪ドル (1)中国 20.7% (2)日本 12.1% (3)米国 9.0%

輸出 3,158億豪ドル (1)中国 26.1% (2)日本 16.84% (3)韓国 7.5%

輸入 3,110億豪ドル (1)中国 14.6% (2)米国 13.4% (3)日本 7.2%

その他、人口約2,300万人（2013年3月）の約1/4が中国系を含む国外出身者との記事もある。

<sup>55</sup> 外務省「日・豪共同記者会見」平成19年3月13日。

<http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2007/03/13kyoudou.html>、2013年4月16日アクセス。

<sup>56</sup> 「中国、日豪安保協力を懸念を表明」『産経新聞』2007年3月13日22時00分配信。  
<http://www.sankei.co.jp/seiji/seisaku/070313/ssk070313005.htm>、2007年9月28日ア

には、「日豪共同宣言」は中国を対象としたものであると中国側は見ていると解釈することが適当である。

## おわりに

「日本の防衛（防衛白書）」では、2001（平13）年からオーストラリアを国際軍事情勢の中の独立した項目として取り上げており、2004（平16）年からは日豪防衛交流も一つの項目として取り上げられている。これは、2003（平15）年9月の「日豪防衛交流覚書」の交換（石破・ヒル）によるものである<sup>57</sup>。防衛交流覚書の交換は、日英、日露間でも行われているが日豪が最初の案件である。防衛交流の項目では、2009年版の防衛白書までは「韓、露、中、豪」の順番であったが、2010年版以降では「豪、韓、印、中、露」の順番になっている。2010年5月の日豪物品役務相互提供協定(ACSA)署名を重視していることが伺える。

「防衛交流」の用語の定義は、2007（平19）年4月に策定された「防衛交流の基本方針」<sup>58</sup>にあるとおり、単なる親善的な性格だけではなく実務的な性格を有する交流や、行動を伴う交流も含まれる。これは、日米協力と米国以外との交流という二項分類での定義であり、豪軍との安保・防衛協力は、その内容に関わらず「防衛交流」に分類される。同基本方針の「7 防衛交流の実施における留意事項」では、「同盟国たる米国の政策・方針に留意し、また、我が国の効果的な防衛交流に資する場合には、必要に応じ、米国との連携を図る。」とされ、防衛交流の実施においても、米国の政策・方針ありきであることが明文化されている。

ことほどさように、冷戦後の日本の安全保障・防衛政策の主要な部分は、変わることなく日米安保体制を根幹とする伝統的安全保障である。非軍事的脅威に対する防衛力の新たな役割は、安保政策の幅を広げるものであるが、その目的の一つは米国の世界戦略、東アジア戦略の一翼を担い、これを推進させるものである。日本は自国を非軍事的脅威から護るため、かつ米国の東アジアへの関与を維持・継続させるため、更には「国際社会との協力」という枠組みの中

---

クセス。

<sup>57</sup> 防衛庁「日本国防衛庁とオーストラリア国防相との間の防衛交流の発展に関する覚書」2003年9月29日。

<sup>58</sup> 防衛庁「防衛交流の基本方針」2007年4月13日。

<http://www.mod.go.jp/j/defense/exchange/01.html>、2013年4月16日アクセス。

で、日本自身のために、日米安保体制下の責務である日本の役割を果たすものである。日米安保体制の平時における新たな運用形態に他ならないのである。そして、豪州もまた米豪安保体制の維持・強化に死活的な重要性を見出している。日豪が相互に協力のパートナーとして選ばれたのは、必然なのである。日米・米豪同盟維持・強化のための他国との二国間協力、三国間協力が可能な組み合わせは、現時点では日豪、日米豪しか有り得ないのである。

日本単独、又は日米安保体制では対処できない脅威に、国際社会と協力して対処するという考え方は合理的な考え方である。しかし、国際社会という言葉は曖昧で実態が不明確なものである。それを具体的に豪州という一国家を捉えて協力の幅を広げることは、今後、協力の相手国を増やしていく過程において重要な先例となる。

日米安保体制を堅持しつつ三国間協力を行うという政策は、1902（明 35）年に締結された日英同盟を 1921（大 10）年の四カ国条約によって失うことになったという近代史における失策の教訓を現代に生かしたものであると見ることもできる。「日豪共同宣言」への署名は、適切な政策判断がなされた現代史における画期的な出来事であると、後世に評価されるものと確信する。

（以上）